

1 趣旨

本年8月、「行政機関の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」（平成16年9月14日付け総管情第84号別紙）の一部が改正され、漏えい等事案発生の際における初期対応等に関する規定が整備されたことに伴い、国家公安委員会個人情報管理規則（平成17年国家公安委員会規則第5号）について、所要の規定の整備を行うもの。

2 改正の概要

○ 取り扱う権限の内容の指定（第6条関係）

総括個人情報管理者は、国家公安委員会が保有する個人情報及びそれが記録されている行政文書について、その内容に応じ、取り扱う権限を有する警察庁職員の範囲に加え、当該権限の内容を指定することとする。

○ 事故の発生又はそのおそれがある場合の報告（第8条関係）

警察庁職員は、国家公安委員会が保有する個人情報及びそれが記録されている行政文書について、漏えいその他保有個人情報の管理に係る事故が発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちにその旨を総括個人情報管理者に報告することとする。

3 施行日

平成27年12月1日

<p>公安委員会</p> <p>説明資料No. 2</p>	<p>「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案」等について</p>	<p>平成27年11月5日</p> <p>保安課</p>
<p>1 趣旨</p> <p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第45号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、下位法令を整備する。</p> <p>2 下位法令の概要</p> <p>(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案 改正法の未施行の規定のうち、特定遊興飲食店営業の事前申請に係る規定の施行期日は平成28年3月23日とし、その他の規定の施行期日は同年6月23日とするもの。</p> <p>(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 特定遊興飲食店営業に関する営業可能地域や営業時間制限の基準等を規定するもの。</p> <p>(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案 特定遊興飲食店営業の許可申請書の添付書類等を規定するもの。</p> <p>(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則案 照度の測定方法、特定遊興飲食店営業の構造・設備の基準等を規定するもの。</p> <p>(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う国家公安委員会関係告示の整備に関する告示案 苦情の処理に関する帳簿等の記載事項を電磁的方法により記録する場合に事業者が確保すべき基準等を定めるもの。</p> <p>3 意見公募手続の実施結果</p> <p>平成27年9月18日から同年10月17日までの間、2(2)から(5)までの下位法令等について意見公募手続を実施したところ、合計56件の意見が寄せられた。その内容を踏まえ、解釈運用基準（生活安全局長通達）において特定遊興飲食店営業の定義の解釈を更に明確化することとした。</p> <p>4 今後の予定</p> <p>閣議 平成27年11月10日 公布 平成27年11月13日 施行 平成28年6月23日（2(1)は公布日）</p>		

1 改正の対象となる国家公安委員会規則（根拠法）

- (1) 警備業の要件に関する規則（警備業法）
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律）
- (4) 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（銃砲刀剣類所持等取締法）
- (5) 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律）
- (6) 確認事務の委託の手續等に関する規則（道路交通法）

(1)、(2)、(4)、(5)及び(6)においては、「暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるもの」を定め、各法律において同行為を行うおそれのある者であることを認定、許可又は登録の欠格事由としている。また、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律においては、(3)における「暴力的不法行為等」に掲げる罪に係る犯罪経歴の保有者が一定以上の割合を占めることを指定暴力団の指定要件の一つとするなどしている。

2 改正の内容

金融商品取引法の一部を改正する法律（平成27年法律第32号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、改正法による改正後の金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第197条の2第10号の8に規定する罪（適格機関投資家等特例業務の無届営業等に係る罪）、第197条の2第10号の9に規定する罪（業務廃止命令に違反する罪）及び第205条の2の3第1号（第63条第8項（第63条の3第2項において準用する場合を含む。）に係る部分）に規定する罪（届出書に記載すべき事項に変更があった場合における届出違反の罪）に当たる行為を、上記「暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるもの」及び「暴力的不法行為等」に追加する。

3 施行期日

改正法の施行の日（改正法の公布の日（平成27年6月3日）から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日）

4 意見提出期間

平成27年11月6日（金）から平成27年12月5日（土）まで